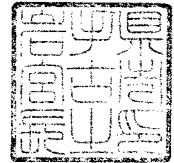


宮古市告示第 141 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 26 年 9 月 4 日

宮古市長 山 本 正 徳



1 都市計画の種類（名称）

都市施設 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

（一団地の津波防災拠点市街地形成施設（中心市街地地区））

2 都市計画を決定する土地の区域

宮古市宮町一丁目、南町及び山口第一地割字和見の各一部

（区域は別紙図面のとおり）

3 縦覧場所

宮古市都市整備部都市計画課（市役所都市整備部第二事務所）

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

# 計 画 書

宮古都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定（宮古市決定）

宮古都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（中心市街地地区）を次のように決定する。

名 称		一団地の津波防災拠点市街地形成施設（中心市街地地区）			
位 置		岩手県宮古市宮町一丁目、南町及び山口第一地割字和見の各一部			
面 積		約 1.6ha			
施設及び公共施設の位置及び規模	住宅施設、特定業務施設又は公益的施設	公益的施設	約 1.57ha	備 考	防災センター、市庁舎、保健センター、交流拠点施設等、災害が発生しても都市の機能を維持するために必要となる施設を配置する。
		公共施設	道路	地区内道路	国道 106 号へのアクセス路を適宜配置する。
	その他 公共施設		下水道 ①雨水：道路側溝に集水し、閉伊川へ直接放流する。 ②汚水：公共下水道により集水し、流末処理場（宮古浄化センター）を経由して閉伊川へ放流する。 上水道 宮古市営水道により給水する。		
	小計		約 0.06ha		
建築物の高さの最高限度 若しくは最低限度		—			
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度		20 / 10 以下			
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		A 地区	B 地区		
		6 / 10 以下	8 / 10 以下		

「区域、住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

## 理由

中心市街地地区は、東日本大震災からの早期復興を目指し、防災センター、市庁舎等の公益的施設機能を集約した拠点を有する市街地形成を図るため、本案のように定める。

## 理 由 書

東日本大震災により、中心市街地地区周辺の公益的施設が甚大な被害を受けており、早期の復旧が必要である。

本地区においては、JR及び三陸鉄道宮古駅南側に、防災センター、市庁舎、保健センター及び交流拠点施設等の公益的施設を配置し周辺都市機能を集約し、あわせて当該施設への進入路となる道路を配置することで、被災時における円滑な復興活動の拠点として都市機能の維持を図るとともに、復興の先導的な役割を果たし、加えて本市の中心市街地として良好な市街地環境の形成を目指すこととする。

これら当該地区が有すべき諸機能を集約した拠点を有する市街地形成を図るため、本案のように一団地の津波防災拠点市街地形成施設（中心市街地地区）を定める。